

新年が明けたと思いきや、あれよと言う間に早苗ちゃん解散となり衆議院選挙も終わり、またもや与党一強体制になったようです。

皆様におかれましては、日々厳しい経営環境の中で日夜奮闘をされている事かと拝察申し上げます。今回は本年令和8年4月から始まる「子ども・子育て支援金」制度について、企業の人事・労務担当者の皆様にとって実務上必要となる対応をわかりやすく解説してみたいと思います。制度の概要理解から、給与計算の具体的な手順、従業員への効果的な説明方法までを段階的にまとめていますので、円滑に制度対応を進めるための一助となれば幸いです。

新制度への対応は、単なる給与計算の追加作業ではありません。従業員の生活に直結する金銭的な問題であり、対応の正確性と透明性が、企業の労務管理体制そのものへの信頼性を左右することにもなります。

1. 「子ども・子育て支援金制度」の概要と企業の義務

最初に、企業の人事担当者が把握すべき「子ども・子育て支援金制度」の基本的な仕組みと、法的に求められる企業の役割について解説します。制度の本質を理解することは、従業員からの質問に的確に答え、社内での混乱を未然に防ぐための第一歩です。

1. 1 制度の目的と位置づけ

本制度は、「全世代で子ども・子育てを支える」という社会全体の課題解決を目的としています。その財源として、全世代・全企業から医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を徴収するものです。集められた支援金の使い道は法律で厳格に定められており、「児童手当」の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設など、定められた6つの項目以外には使うことができない仕組みになっています。これらの財源は国の「子ども・子育て支援特別会計」で一般会計とは別に管理され、収入と支出が「見える化」されます。この「見える化」の仕組みは、従業員へ「これは目的が限定された社会保険料であり、使途不明な税金ではない」と説明する際の強力な論拠となります。

1. 2 企業の法的義務

被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入している従業員の支援金について、企業は以下の義務を負います。

- 支援金額の半分を負担する義務：従業員が負担する支援金と同額を、事業主として負担する必要があります。
- 給与から天引きし、国に納付する義務：健康保険料や厚生年金保険料と同様に、毎月の給与および賞与から従業員負担分を控除（天引き）し、会社負担分とあわせて国に納付しなければなりません。

2. 支援金徴収の実務プロセス

給与計算担当者の皆様が明日からでも準備に着手できるよう、支援金の具体的な計算方法から徴収開始のタイミング、注意すべき点までを手順を追って解説します。正確な給与計算は企業の信頼性の根幹であり、新制度への対応も例外ではありません。特に、社会保険料の免除対象者や賞与からの徴収漏れは、後々の追徴や従業員とのトラブルに発展しかねないため、初期設定の正確性が極めて重要です。

2. 1 支援金額の具体的な計算方法

被用者保険に加入する従業員一人ひとりの支援金額は、以下の計算式で算出されます。令和8年度の支援金率は「0.23%」と定められています。

- 計算式: 標準報酬月額 × 支援金率 (0.23%)
- 本人負担額: 上記で計算した金額の半分 (標準報酬月額 × 0.23% × 1/2)
- 会社負担額: 上記で計算した金額の半分

* 計算の基礎となる「標準報酬月額」は、毎月の給与と賞与を合算した「標準報酬総額」を基に決定されます。このため、賞与からも同様に徴収される点にご留意ください。

2. 2 徴収開始時期と給与明細の準備

制度開始に伴う給与計算の実務スケジュールは以下の通りです。給与計算システムの更新や、給与明細への新たな控除項目の追加準備を計画的に進める必要があります。

- 対象となる保険料: 令和8年4月分から
- 給与からの初回天引き: 令和8年5月支払分の給与から

2. 3 実務上の注意点: 免除対象者の取扱い

重要なルールとして、産前産後休業・育児休業期間中の従業員については、健康保険料や厚生年金保険料と同様に、この支援金も支払いが免除されます。休業者の社会保険料免除手続きを行う際に、支援金も同様の扱いとなることをシステム上、また実務フロー上で確認してください。

3. 新制度導入に際して

3. 1 弊社に給与計算業務を委託されているお客様

弊社の方にて初期の設定等は必要となるかも知れませんが、基本的には給与計算システム上で自動で反映されるようになるかと思えます。どのように帳票類等に表記されるかについては、判明次第に確認をします。

3. 2 それ以外のお客様

従業員へは、社内通知や説明会などを通じて、少なくとも以下の情報を分かりやすく伝えることが推奨されます

- 制度の開始時期: 令和8年5月支払分の給与から、新たに「子ども・子育て支援金」が控除されること
- 制度の目的: 少子化という社会全体の課題に対応するため、社会全体で子育てを支える新しい仕組みであること
- 徴収の根拠: 法律に基づき、医療保険料とあわせて徴収される社会保険料の一種であり、税金とは異なること
- 本人負担額の目安: 従業員が自身の負担額を具体的にイメージできるよう、政府の試算（被保険者一人当たり）を例として示すことも有効かと思えます

年収200万円	月額¥192
年収400万円	月額¥384
年収600万円	月額¥575
年収800万円	月額¥767
年収1000万円	月額¥959

今回は以上となります。